

フリーローン「迅速応援団」(固定金利型)

令和7年4月1日現在

商 品 名	・フリーローン「迅速応援団」(株クレディセゾン保証付)
ご利用いただける方	・申込時年齢が満20歳以上、完済時年齢が満85歳以下の方で電話連絡が可能であること。 ・安定した収入を有する方。(パート・アルバイト・年金受給者も利用可能)なお、専業主婦(主夫)の方でも世帯収入があれば対象となります。 ・(株)クレディセゾンの保証が受けられる方。 ・当金庫の取扱実績に不良な情報のない方。 ・居住地または勤務地(事業先)が当金庫の営業区域内にある方。
お使いみち	・自由とし、借換資金もご利用いただけます。
ご融資金額	・10万円以上1,000万円以下(1万円単位)
ご融資利率	・固定金利 ・当金庫が定める所定の利率を適用いたします。 ・所定の保証料率が含まれた利率となります。 ※ご融資利率につきましては、店頭へお問合せください。
ご利用期間	・15年以内 (元金据置きはできません)
ご返済方法	①毎月5千円以上の元利均等返済 ただし給与所得者の方は、融資金額の50%の範囲内で6か月単位のボーナス併用返済の取扱いを可能とします。なお、元金均等返済は不可といたします。 ②年金受給者の場合は、年金受給月(偶数月)毎の5千円毎月5千円以上の元利均等返済(偶数月)返済も可能とします。 ※具体的な返済額は店頭でお申し出いただければ試算いたします。
ご返済回数	① 毎月返済の場合、6回以上180回以内 ② 隔月返済の場合、3回以上90回以内
ご返済日	6日・16日・26日のいずれかの日をお選びください。 なお返済日が当金庫の休業日の場合は、その翌営業日とします。
保証人・担保	・不要とします。
手数料・保証料等	・融資申込手数料は不要です。 ・繰上償還・条件変更時には、別途手数料が必要となります。 ・所定の保証料をお支払いいただきます。(保証料はご融資利率に含まれております。) ※保証料の詳細については、店頭へお問合せください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部(9時～17時、電話：0749-35-1000)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会(電話：077-522-2013)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。
その他	・審査の結果ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

滋賀中央信用金庫